

日置市デジタルサイネージ設置業務委託仕様書（案）

1 概要

本仕様書は、日置市デジタルサイネージ設置業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、受託者が遵守しなければならない業務の仕様を定めるものとする。

2 業務の目的

日置市の魅力を効果的に伝える視覚効果の高いデジタルサイネージを、伊集院駅自由通路に設置することにより、観光情報、イベント情報、緊急情報等の市民生活及び来訪者の利便性向上に資する多様な情報を集中的に発信し、情報発信の強化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

※デジタルサイネージの運用開始は令和8年3月上旬を想定する。

4 履行場所

(1) デジタルサイネージ設置場所

伊集院駅自由通路（駅改札向かい）

(2) 管理用パソコン等設置場所

日置市観光案内所 2階（日置市伊集院町徳重 285番地12）

(3) アンケート調査

伊集院駅自由通路

5 業務内容

(1) デジタルサイネージ機器等の調達

ア ディスプレイの仕様

(ア) 規格

タッチパネル非対応

(イ) ディスプレイサイズ

75インチ以上

※縦 150cm以内、横 244cm以内とする。

(ウ) 向き

横

(エ) 解像度

FHD (1920×1080) 以上

(オ) 輝度

400cd/m²以上

イ その他

本仕様書及び企画提案書に記載された内容を実現するために必要となるすべて機器を調達すること。

なお、調達する各機器は、すべて未使用品であること。

(2) デジタルサイネージ機器等の設置

ア 設置場所

伊集院駅自由通路（改札向かい）

※別紙「デジタルサイネージ設置イメージ図」を参照すること。

イ 設置方法

ディスプレイは壁掛け設置とすること。

なお、壁掛け金具は、ディスプレイが壁面から極力突出しない構造のものを選定し、壁面とディスプレイとの間に隙間が生じないよう強固に固定すること。また、手すりや視覚障害者用ブロックや点字ブロックを利用する通行人の邪魔にならないように設置すること。

ウ 機器の収納

STB（セットトップボックス）、電源アダプター、通信用機器及びケーブル類は、ディスプレイの背面部又は筐体内部などの目立たない場所に、安全かつ適切なメンテナンススペースを確保した上で収納し、外部から露出しないようにすること。

エ その他

設置に伴い、現行の設備等（壁面、配線、電源設備など）に、工事、加工又は改修が必要となる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。また、設置後の廃材については、受託者にて撤去・廃棄すること。

なお、設置に係る一切の費用は、本業務に含めるものとする。

(3) デジタルサイネージの表示画面の構成

ア 表示項目

ディスプレイに表示する項目は、以下の項目を想定する。ただし、受託者が提案する新たな項目や具体的な表現方法については、受注後に委託者と協議・検討の上、最終的な内容を決定するものとする。

(ア) 観光情報

日置市の魅力、主要観光施設、特産品、周辺地図など

(イ) イベント情報

観光イベント、公共施設の催しなど

(ウ) 緊急情報

災害情報、避難勧告、公共交通機関の運行情報など

(エ) その他

市民生活及び来訪者の利便性向上に資する多様な情報

イ デザイン及びレイアウト

表示画面のデザイン及びレイアウトは、受託者の提案によるものとする。

(4) 運用に必要なシステム構築

ア ソフトウェアの機能要件

(ア) テロップ編集・入力

表示中のコンテンツに重ねて表示するテロップ（文字情報）の作成、編集、即時配信が可能であること。

(イ) スケジュール設定

表示したいコンテンツのファイル名を基準として、スケジュール（配信日時、表示期間、繰り返し設定等）の登録及び管理が可能であること。

(ウ) 稼働監視

管理用パソコン等から、設置されたサイネージの稼働状況をリアルタイムで監視できること。

(エ) テンプレート作成機能

市職員及び市が指定する者が、簡単にコンテンツを作成・編集できるよう、用途別の実用的なテンプレートが複数組み込まれていること。

(オ) 自動レイアウト設定

画面の枠組み（レイアウト）を最初に複数パターン設定でき、指定のフォルダ等にコンテンツが登録されると、自動でその枠組みに従って表示（ゾーン表示）されること。

(カ) データ連携

イベント情報を記録した Excelや CSVファイルを特定のフォルダに登録することにより、即座に又は任意のタイミングでサイネージ表示にデータが反映される連携機能を有すること。

(キ) 即時配信

緊急情報等について、管理用パソコン等で特定のフォルダを作成し情報を登録の上、配信するだけで即座に表示される機能を有すること。

(ク) 利用可能なデータ形式

以下のデータ形式に対応し、再生時に画質や音質が劣化しないこと。

【動画】wmv、mp4、avi

【音声】mp3、wav、midi

【静止画】jpg、png、gif、tiff、bmp、pdf

イ システム構成に関する要件

(ア) 必要ソフトウェアの網羅

バックアップや運用管理ソフトウェア、オフィスソフト等、効率的かつ安定的な運用に必要であると考えられるすべてのソフトウェアを整備すること。

(イ) 管理用パソコン等の仕様

本業務における CMSの管理、コンテンツの編集（テンプレート利用を含む）及びサイネージの稼働監視を円滑に行うため、新たに管理用パソコン一式を導入すること。

受託者は、下記の機能要件を確実に満たすための最適なスペック（CPU、メモリ、ストレージ容量、OS等）を提案書に明記し、本体費用を見積に含めること。

【用途】

CMS操作、簡易コンテンツ編集、遠隔稼働監視、事務作業

【必須機能】

安定したネットワーク接続機能（有線 LANを必須とする）、

外部モニター接続端子、 USBポート

【付属品】

モニター（24インチ以上推奨）、キーボード、マウス、必要な接続ケーブル一式

【ソフトウェア】

オフィスソフト（Word/Excel等）を含む、運用に必要なすべてのソフトウェアライセンス

(ウ) ネットワーク構成

コンテンツ配信、稼働監視に必要なネットワーク（インターネット回線、 LAN環境、 Wi-Fi環境等）を構築することとし、安定した運用に必要な回線速度を保証すること。また、ネットワークが接続できない事態が発生した場合に、 USBメモリによってデータ等の登録ができるようにすること。

6 操作方法習得に係る研修

(1) 概要

受託者は、デジタルサイネージの導入後、委託者が円滑にシステムを運用できるよう、以下の要件に基づき、操作方法習得のための研修を実施するものとする。

(2) 対象者

商工観光課職員及び日置市観光協会職員（最大8名程度）

(3) 実施回数

2回程度

(4) 実施時期

システム稼働前又は稼働直後

(5) 実施場所

委託者が指定する場所

(6) 所要時間

1回あたり2時間程度

(7) 内容

システム管理画面を用いて、コンテンツの登録、配信スケジュール設定、運用状況の確認及び簡易的なトラブルシューティングを自立的に行えるレベルに到達すること。

7 アンケート調査

(1) 概要

デジタルサイネージのユーザーニーズと利用実態を明確に把握し、日置市の魅力や情報がより効果的に伝わるためのコンテンツ改善及び情報発信強化の基礎資料とすること。

(2) 対象者

伊集院駅自由通路の通行人

(3) 期間

金～日曜日×2回

(4) 回収方法

現地調査（駅でのサンプリング）又は Webアンケート（二次元コード等による誘導）等とする。

(5) 回収量

目標回収件数： 合計 200件以上

(6) アンケート内容

別紙「アンケート調査票（案）」を参照し、ユーザーニーズと利用実態を明確に把握できる内容とすること。

(7) その他

アンケート調査実施前に、実施内容について委託者の承諾を得ること。

8 保守管理及びサポート体制

受託者は、デジタルサイネージの定した運用が継続できるよう、以下の要件に基づき、保守管理及び技術サポートを提供すること。

(1) 保守期間

本稼働開始日から5年間とする。

(2) 範囲

デジタルサイネージ本体、STB及び付属するすべての機器・ソフトウェアに対する点検、修理対応及び技術サポートを対象とする。

(3) 対応体制

機器の故障が発生した場合、速やかに現地への訪問修理に対応できる体制を整備すること。また、運用に関する操作方法や簡易なトラブル

ルシューティングなど、委託者からの問い合わせに対応できるサポート窓口体制を整えること。

9 成果品について

(1) 設置物

- ア デジタルサイネージ一式
- イ 管理用パソコン一式

(2) システム関係

- ア CMSシステム
- イ 各種マニュアル（研修資料、各機器等の取扱説明書）
- ウ 機器配置図及び配線図
- エ 導入機器及びソフトウェア一覧表

(3) 報告書及び関連資料

- ア 業務完了報告書
- イ 画面表示案（最終的な表示項目、デザイン、レイアウト案）
- ウ 研修実施報告書
- エ アンケート調査報告書

10 留意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様に定めのない事項については、委託者と十分協議の上、決定すること。
- (3) 本仕様書の内容について、本市の指示又は設備上重大な問題が生じるおそれがある場合は、協議の上変更可能とする。
- (4) 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、本市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり必要となる人件費、出張旅費及び諸手当等の費用をすべて負担すること。